市報おおかわに掲載する有料広告の取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大川市が発行する市報おおかわに掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱について必要な事項を定め、自主財源の確保を図ることを目的とする。

（広告掲載基準）

第２条　掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）　市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのある広告

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に掲げる営業に該当する広告

（３）　政治活動、選挙関係の広告、宗教活動に係る広告

（４）　政党・政治団体の広告

（５）　意見広告及び個人の宣伝に係る広告

（６）　貸金業の規制等に関する法律第２条に規定する貸金業に関する広告

（７）　商品先物取引に関する広告

（８）　公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのある広告

（９）　不当景品類及び不当表示防止法第４条各号に規定する表示に該当すると認められる広告

（10）　法令に違反、または抵触のおそれがある広告

（11）　青少年の健全育成にふさわしくない広告

（12）　本市または他の地方公共団体が、広告の対象を推奨しているかのような表現の広告

（13）　広告の依頼主の代表者等の名前、写真を含む広告

（14）　社会問題についての主義主張や係争中の声明広告

（15）　マルチ商法や、非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある広告

（16）　その他、掲載広告として適当でないと市長が認めるもの

（広告の掲載順位）

第３条　広告の掲載順位は、次に掲げる順位により優先的に掲載するものとする。

（１）　第１順位　国、地方公共団体、公社、公団及び公益法人の広告

（２）　第２順位　公共的性格のある企業で市内に事業所等を有するものの広告

（３）　第３順位　前２号に該当しないもので市内に事業所等を有するものの広告

（４）　第４順位　前３号に該当しないものの広告

（広告の掲載場所及び掲載料）

第４条　広告の掲載場所は、裏表紙とし、掲載料は、別表第１のとおりとする。

（広告掲載希望者の募集）

第５条　市長は、広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）を市報等により公募するものとする。

（広告掲載の申込み）

第６条　広告掲載希望者は、あらかじめ市長が指定した日までに、市報広告掲載申込書（様式第１号）に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、市長に申し込まなければならない。

２　複数の広告掲載希望者があり、指定枠を超えるときは、第３条に規定する順位により決定する。

３　第３条に規定する同順位の広告掲載希望者より、複数の広告掲載希望があり、指定枠を超えるときは、申し込みの受付順とする。

（広告掲載の決定）

第７条　市長は、第２条の規定に基づき掲載の可否を決定する。この場合において、必要があると認めるときは、第 12 条に規定する有料広告審査委員会の審査に付するものとする。ただし、広告掲載希望者に市税等の未納があった場合は、不許可とする。

２　前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に、市報広告掲載決定通知書（様式第２号。以下「決定通知」という。）又は市報広告不掲載決定通知書（様式第３号）をもって通知するものとする。

３　前項の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに、広告の版下原稿を提出しなければならない。

（広告掲載料の納付）

第８条　広告掲載料は、掲載の決定後市長の指定する期日までに、一括前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第９条　広告の内容に関する責任は、全て広告主が負うものとする。

２　版下原稿の作成経費は、広告主負担とする。

（広告掲載の取消し）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第７条第１項の広告掲載決定を取り消すことができるものとする。

（１）　広告主が第７条第３項に規定する期限までに版下原稿を提出しないとき

（２）　広告主が第８条に規定する期限までに広告掲載料を納付しないとき

（３）　提出した版下原稿が第２条の規定に違反するとき

（４）　広告掲載希望者が虚偽の広告申し込みをしたとき

（５）　市報を編集し、発行するうえで支障があると認められるとき

（広告掲載料の返還）

第１１条　市長は、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還するものとする。

（有料広告審査委員会）

第１２条　市報へ掲載する有料広告の内容を審査するため、有料広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

（１）　版下原稿の内容に関すること

（２）　広告の掲載に関すること

（３）　前２号のほか、広告の掲載に関し必要な事項

３　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

４　委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

５　副委員長は、人事秘書課長の職にある者をもって充てる。

６　委員は、総務課長、企画課長、インテリア課長、生涯学習課長の職にある者をもって充てる。

７　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

８　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

９　委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集する。

１０　委員会の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。ただし、委員は、やむをえず委員会を欠席するときは、代理のものを出席させることができる。

１１　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

１２　委員会の庶務は、人事秘書課において処理する。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、公布の日から施行し、広告掲載は、平成１８年１１月　１日以後発行の市報から実施する。

付　則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

付　則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付　則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付　則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付　則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

付　則

この要綱は、令和6年10月23日から施行する。

別表第１（第４条関係）

	広告の規格	広告掲載料（１回）
１号	（縦約１３㎝×横約８．５㎝）	３０，８５０円
２号	（縦約１３㎝×横約１７㎝）	６１，７００円
３号	（縦約２９．７㎝×横約１９．７㎝）	１２３，４００円

様式第１号（第６条関係）

課　長	課長補佐	係　長	係

市報広告掲載申込書

令和　　年　　月　　日

大川市長　様

申込者　住所（所在地）

氏名（名　称）

市報おおかわに掲載する有料広告の取扱要綱を遵守し、広告の原稿等を添付して下記のとおり申し込みます。

なお、申し込みにあたり、当社（私）の貴市に係る市税の納付状況調査に同意します。

記

１．　広告の掲載規格（希望する番号を○で囲んでください）・掲載号

規　格　　①１号（縦 13cm×横 8.5cm）②２号（縦 13cm×横 17cm）

③３号（縦 29.7 cm×横 19.7 cm）

市報おおかわ（裏表紙）　　（令和　　年　　月　　日号）

２．広告の内容

３．連絡先

担当者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号等　TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

FAX＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

E_ mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号（第７条関係）

大川人秘第　　号
令和　　年　　月　　日

様

大川市長　　江　藤　義　行

市報広告掲載決定通知書

令和　　年　　月　　日付で申し込みがあった市報への広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

記

１．広告の内容

２．広告掲載の方法
令和　　年　　月　　日号市報に掲載　規格１号

３．版下原稿の提出先　　令和　　年　　月　　日までに
人事秘書課秘書広報係へ提出してください。

４．広告掲載料　　金　　円

５．広告掲載料納付期限　　令和　　年　　月　　日までに
同封の納入通知書により指定場所にて納付してください。
指定場所　　大川市役所内市金庫⑭窓口
福岡銀行本店、各支店

６．特記事項

７．連絡先　　市人事秘書課秘書広報係　℡０９４４－８５－５５５２（直通）

様式第３号（第７条関係）

大川人秘第　　号
令和　　年　　月　　日

様

大川市長　　江　藤　義　行

市報広告不掲載決定通知書

令和　　年　　月　　日付で申し込みがあった市報への広告掲載について、下記の理由により掲載できないことに決定しましたので通知します。

記

１．広告の内容

２．広告不掲載の理由

３．連絡先

市人事秘書課秘書広報係　℡０９４４－８５－５５５２（直通）